平成30年12月25日

第33回

資料

2 - 1

保険者による健診・保健指導等に関する検討会

特定健康診査・特定保健指導における消費税率変更に係る対応について

特定健康診査・特定保健指導における消費税率変更に係る対応について

- 〇 特定健康診査・特定保健指導は役務の提供に当たることから消費税の課税対象となっているため、現在、消費税の 8%が単価に転嫁されている。
- 〇 消費税については、2019年10月に8%から10%へ引き上げられる予定である。
- 〇 特定健康診査・特定保健指導は消費税率変更が予定されている時期に実施している保険者も多いことから、消費税 率変更後の運用等(受診券の取扱い、請求・支払方法等)について整理する必要がある。
- このため、2019年10月に予定されている消費税率変更に係る特定健康診査・特定保健指導の運用等については、 2015年10月に予定されていた消費税率変更を想定し整理した「特定健診・保健指導における今後の消費税率変更に係 る対応方針について」等を参考にしつつ、実務的な観点からの課題について検討を行うため、「実務担当者による特 定健診・特定保健指導に関するワーキンググループ」において議論することとしてはどうか。
- 〇 なお、保険者及び実施機関において消費税率変更に係る対応が必要となることから、当該ワーキンググループにおける議論は11月下旬を目途とし結論を得る。

1. 特定健康診査、特定保健指導の単価の算出方法等

- 特定健康診査、特定保健指導の単価の算出方法
- 負担率を採用している場合の実施機関窓口における負担額の算出方法
- 負担上限額を採用している場合の実施機関窓口における負担額の算出方法
- 特定健康診査等における課税基準日の整理

2. 請求事務、集合契約の取扱いについて

- 消費税率変更に係る請求事務の取扱い
- 特定健康診査、特定保健指導の単価の変更に係る集合契約の取扱い
- 3. 特定健康診査受診券・特定保健指導利用券の発券のルール

(参考)特定健診・保健指導における今後の消費税率変更に係る対応方針について(平成26年12月26日)

- ※ 「特定健診・保健指導における今後の消費税率変更に係る対応方針について」は2015年10月の消費増税を想定し、2014年度に「実務担当者による特定健 診・特定保健指導に関するワーキンググループ」で整理したもの。なお、当該整理は議論の過程で2017年4月に消費増税の延期が決定したことから、年度開 始の4月に消費税率が変更となる場合を想定している。
- ※ 「3. 特定健診実施日における課税基準日の整理について」は、課税基準日を健診実施日との前提で整理したもの。

1. 消費税率変更日をまたぐ特定保健指導に係る費用の算出について

- 〇 特定保健指導(積極的支援)の初回面接が消費税率変更前、実績評価が消費税率変更後に実施された場合の算出方法(集合契約Bの場合)は、以下のとおりとする。
 - (8%増税時の金額を基にした例)

税抜単価:10,000円、税率変更:5%→8%、自己負担割合:30%

初回面接時 (10,500円-3,150円) ×4/10 =2,940円

実績評価時 (10,500円-3,150円) ×6/10×108/105 =4,536円

※円未満端数の四捨五入は計算途中で行わず最後で行う。

※特定保健指導(動機付け支援)の算出方法も同様の考え方とする。

- 今後消費税率の変更が行われた日から上記算出方法を適用する。
- 〇 併せてフリーソフトを改修する予定である。

2. 集合契約の見直しについて

年度開始の4月に消費税率が変更となる場合は、同一年度内で複数の単価を管理する必要がないため、平成26年4月における消費税率変更に係る対応と同様とする。(システム対応は行わない。)

3. 特定健診実施日における課税基準日の整理について

年度開始の4月に消費税率が変更となる場合は、平成26年4月の消費税率の変更に係る対応と同様の対応を原則とする。

4. 外税表示について

消費税率の変更が頻繁に行われることは想定しがたいため、総額表示を基本とする。(集合契約Bの契約書ひな型の見直しは行わない。)

<u>5.保険者の事務について</u>

国においては、消費税率変更時の審査支払事務が円滑に行われるよう、消費税率変更後の委託料単価を審査支払機関へ速やかに提供するよう関係団体に協力を要請するなど、事務連絡による注意喚起を行う。

6. 決済代行機関の事務について

審査支払機関と各保険者あるいは健診機関との間で交わされる支払額通知の内容等については、各々関係者間で調整する。

2019年10月1日の消費税率変更に係る 「実務担当者による特定健診・特定保健指導に関する ワーキンググループ」における議論【報告】

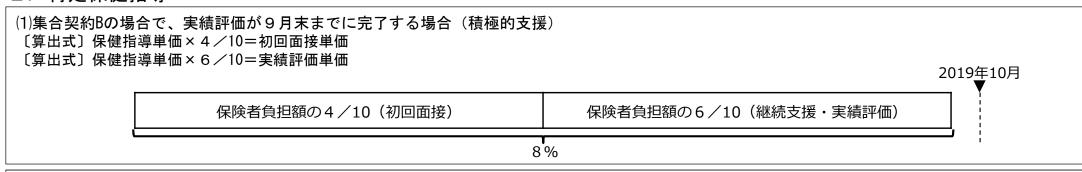
特定健康診査・特定保健指導の単価の算出方法

〇 特定健康診査・特定保健指導の消費税率変更後の費用の計算方法は下記とする。

1. 特定健康診査

[算出式] 健診単価 × 110/108

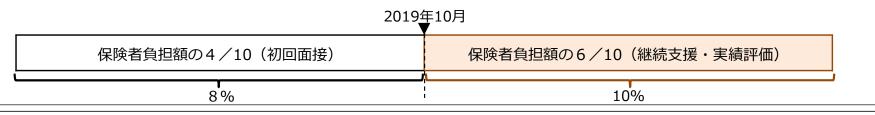
2. 特定保健指導



(2)集合契約Bの場合で、初回面接と実績評価の間で増税された場合(積極的支援)

〔算出式〕保健指導単価×4/10=初回面接単価

〔算出式〕保健指導単価×6/10×110/108=実績評価単価



(3)集合契約Bの場合で、初回面接が10月以降の場合(積極的支援)

[算出式] 保健指導単価×4/10×110/108=初回面接単価

〔算出式〕保健指導単価×6/10×110/108=実績評価単価

2019年10月

保険者負担額の4/10 (初回面接) 保険者負担額の6/10 (継続支援・実績評価) 10%

負担率/負担上限額を採用している場合の実施機関窓口における負担額の算出方法

- 負担率を採用している場合、原則、負担率が掛かっている者へ消費税率変更分を転嫁することが考えられる。
- 負担上限額を採用している場合、負担上限額の変更の有無や消費税率変更分を転嫁する先により運用が異なるため、Q&Aに具体例を提示する。
- 〇 なお、消費税率変更に併せて負担率や負担上限額を変更したい場合、特定健康診査受診券や特定保健指導利用券を年2回発行する等の運用が発生 する可能性があることから、事務の効率化を図るため、可能な限り負担率や負担上限額を変更しない方向で保険者の協力を得ることとする。

負担率に応じた消費税の転嫁の例

例 1:保険者負担100%、受診者負担がOである場合 [保険者の負担額] 健診単価 × 100/100 × 110/108

負担上限額に応じた消費税の転嫁の例

例2:保険者負担90%、受診者負担10%である場合 [保険者の負担額] 健診単価 × 90/100 × 110/108 [受診者の負担額] 健診単価 × 10/100 × 110/108

負担上限額を変更しない場合

- ・受診者の負担上限額を記載している場合は、保険者に転嫁する
- 保険者の負担上限額を記載している場合は、受診者に転嫁する

例1:受診者の負担上限額が500円(保険者へ転嫁)

〔保険者の負担額〕健診単価×110/108-500円

〔受診者の負担額〕500円

例2:保険者の負担上限額が6,000円(受診者へ転嫁)

〔保険者の負担額〕6,000円

〔受診者の負担額〕健診単価×110/108-6,000円

負担上限額を変更する場合

[年度途中で変更する場合]

例1:受診者の負担上限額が500円→550円(保険者へ転嫁)

〔保険者の負担額〕健診単価×110/108-550円

〔受診者の負担額〕550円

例2:保険者の負担上限額が6,000円→6,500円(受診者へ転嫁)

〔保険者の負担額〕6,500円

〔受診者の負担額〕健診単価×110/108-6,500円

※ 消費税率変更に合わせて負担上限額を変更する場合、運用について特定健康診査受診券を再発行する等の事務が考えられるが、加入者や健診実施機関における特定健康診査受診券の取り間違いや二重受診の懸念等があり、また、事務が煩雑になることから、負担額の変更を考えている保険者においては、加入者や健診実施機関の理解が得られるよう、十分な説明が求められることに留意

[保険者及び受診者へ転嫁する場合]

例1:受診者の負担上限額が500円

〔保険者の負担額〕健診単価×110/108-500円×110/108

〔受診者の負担額〕500円×110/108

例2:保険者の負担上限額が6,000円 [保険者の負担額]6,000円×110/108

〔受診者の負担額〕健診単価×110/108-6,000円×110/108

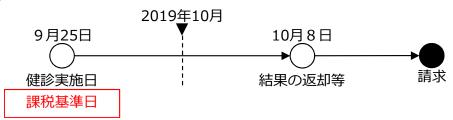
※ 負担額に関わらず保険者及び受診者へ消費税を転嫁する場合、健診実施機関における事務が煩雑になることから、健診実施機関の理解が得られるよう、十分な説明が求められることに留意

保険者負担額に関する課税基準日の考え方(特定健診)

- 特定健診・保健指導の実施記録に「健診完了日」を記入する項目がなく、審査支払機関において対応困難なため、「健診実施日」を課 税基準日にすると整理している。
- 基本的な健診項目の実施機関とは別の実施機関で詳細な健診項目を実施する場合の課税基準日について、基本的な健診項目の実施機関 が、詳細な健診項目を再委託している場合について、下記のとおり、お示しする。

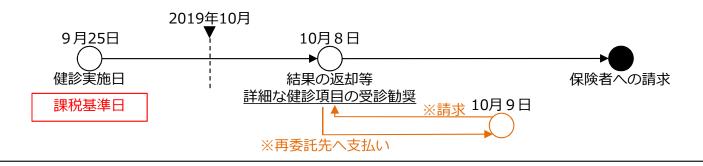
健診実施日と健診完了日の間で消費税率が変更された場合

・ 請求については、特定健診・保健指導の実施記録に「健診完了日」を記入する項目がなく、審査支払機関において対応困難なため、 「健診実施日」を課税基準日とする。



基本的な健診項目の実施機関が、詳細な健診項目を再委託している場合

- ・ 基本的な健診項目の実施機関は、保険者に対し、健診実施日を課税基準日として費用を請求する。
- 基本的な健診項目の実施機関は、詳細な健診項目を再委託している実施機関との間の契約に基づいて支払いをする。

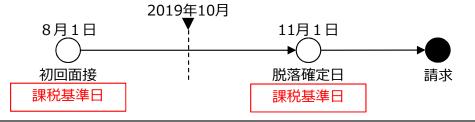


保険者負担額に関する課税基準日の考え方(特定保健指導)

- 〇 特定保健指導の途中終了(脱落・資格喪失等)の考え方は、脱落確定日が保健指導機関による役務の提供が終了した日となるため、当該脱落確定日が2019年10月1日以降となった場合、それまでの実績は10%の消費税率を適用する(退職等の資格喪失における利用停止においても同様)。
- 〇 特定保健指導の初回面接の分割実施における課税基準日の考え方については、初回分割面接2回目が属する月が2019年10月以降であれば消費税率10%を転嫁する。初回分割面接1回目を実施後、やむを得ず初回分割面接2回目が実施できなかった場合、初回未完了確定日が属する月を課税基準日とする。

特定保健指導で途中終了した場合

・ 脱落確定日が2019年10月以降の場合、脱落確定日が課税基準日となるため、それまでの実績に対して消費税10%を転嫁する。



〔初回面接〕 保健指導単価×4/10

〔脱落後の請求〕

保健指導単価×5/10×脱落までのポイント/180×110/108

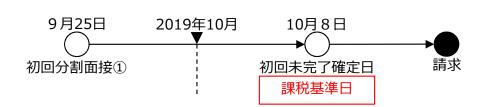
同一の保健指導機関において、初回分割面接1回目、2回目ともに実施した場合



〔特定保健指導情報ファイルの記載方法〕

- 「実施年月日」に初回分割面接2回目の日付を入力する
- 「実施時点」に「1:開始時」を入力する
- ※ 集合契約における利用者の自己負担は「自己負担なし」又は「定額」のため消費税率変更の影響は想定されない。

同一の保健指導機関において、初回分割面接1回目を実施した後、脱落等により初回未完了となった場合



〔特定保健指導情報ファイルの記載方法〕

- 「実施年月日」に初回未完了確定日の日付を入力する
- 「実施時点」に「5:初回未完了」を入力する
- ※ **集合契約における利用者の自己負担**は「自己負担なし」又は「定額」のため消費税率変更の影響は想定されない。

消費税率変更後の集合契約の取扱い

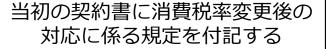
- 〇 消費税率変更に伴う契約書の見直しについては、「消費税率の引上げ等に伴う特定保健指導費用の取扱いに関する Q&Aの改訂について(第2版)」(平成26年4月22日付け事務連絡)において考え方を示している。
 - 2-6 今般の消費税率引き上げに伴い、平成25年度委託契約書の見直しを行う必要があるのか。
 - (A) 平成25年度契約単価に消費税率8%が適用された額を用いた請求・支払が生じることから、この取扱いに関する合意文書(覚書等)の締結等が伴うものと考えられる。
- 〇 契約の見直しについては、下記に示す対応が考えられる。
- 集合契約の契約書のひな形については「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第3版)」で 示しているが、集合契約に係る保険者及び実施機関の事務の効率化を図る観点から、
 - 合意文書(覚書等)を締結する場合
 - 当初の契約において消費税率変更後の対応を含め契約を締結する場合について、厚生労働省において、ひな形を提示する。

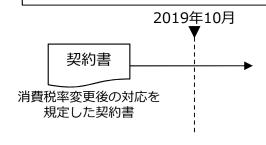
〔対応案〕

合意文書(覚書等)を締結する 2019年10月 ▼ 契約書 ・ 契約書 ・ 契約書 ・ 契約書 ・ 契約単価変更に係る覚書

〔対応方針〕

厚生労働省において、契約変更に係る覚書のひな形を提示する。





〔対応方針〕

厚生労働省において、契約書のひな形を提示する。